

日本生理学会会則

(平成17年5月19日改訂)

1. 本会は日本生理学会と称する。
2. 本会は生理学の進歩発展をはかることを目的とする。
3. 本会は毎年1回大会を開いて会員の業績を公表討議し、総会および評議員会を開いて会務を評議する。大会の開催は前もって全会員に通知し演題を募集する。なお会員は各所在地において適宜地方会をつくり、業績を公表討議することができる。
4. 会員相互の情報交流を行い、教材や地方会抄録を公表するために邦文機関誌の日本生理学雑誌を発行し、欧文のThe Japanese Journal of Physiologyを編集する。
5. 会員は本会の趣旨に賛同する者で正会員、特別会員、名誉会員、準会員、賛助会員からなる。正会員は、学会および機関誌に業績を公表ことができ、また日本生理学雑誌の頒布を受ける。正会員になろうとする者は所定の書式により本会の事務局に申し込むものとする。

特別会員は多年本会に功労のあった会員で、評議員から推薦され総会の賛同によって定められる。

名誉会員は本会に多大の貢献のあった外国人で、評議員から推薦され総会の賛同によって定められる。

賛助会員は本会の趣旨に賛同し、本会を支援する個人または団体とする。

準会員は学校、図書館、研究所等の団体で会誌の頒布のみを受ける。

会員の会費は別に定める。
6. 本会の役員には評議員、常任幹事、監事および大会長がある。
7. 評議員は本会の中核となる会員であって、評議員の推薦により会員委員会の選考を経て評議員会に附議して決定される。

評議員会は毎年大会の際開催され、本会に必要な事項を評議する。

評議員会は地区別に定数の常任幹事を選出し、日常および緊急の会務を委嘱する。
8. 常任幹事の中に会長および副会長2名をおく。副会長は財務幹事あるいは編集・広報幹事を兼ねるものとする。会長は常任幹事会を招集し、これを司会する。
9. 任期中に会長が欠ける時は、いずれかの副会長がこれを代行する。
10. 常任幹事会で選ばれた2名の監事が本会の会計を監査する。
11. 大会長は大会の開催を引受けた評議員の代表者であって、大会の一切の事務を行なう。大会終了後次期大会長に事務引継を行なって任期を終わる。この任期中は評議員会および総会を招集し、これを司会する。
12. 常任幹事会は必要に応じて各種の専門委員会を設け委員を委嘱することがある。必要に応じその委員は常任幹事会に出席し専門事項の審議に参加する。
13. 本会の会計年度は毎年1月に始まり12月に終わる。
14. 本会の事務報告は総会および日本生理学雑誌に発表する。
15. 本会の事務所は東京都文京区本郷3-30-10布施ビル(4階)内におく。
16. 本会則を変更するには評議員会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

附 則

<常任幹事会に関する事項>

- (1) 全国を8地区に分け、常任幹事は各地区の評議員の互選により選出される。地区及び定員は下表による。任期は4年とし任期終了後2年間は再任できない。2年ごとに約半数の常任幹事を改選する。各地区の評議員は、地区の改選人数以内の氏名を所定の投票用紙に記入して投票を行う。投票は無記名とする。投票用紙に同一氏名を複数記入した投票は無効とする。得票数同数の場合は入会順、年長順に順位を決定する。欠員を生じた場合は、常任幹事会の議を経た後、次点者を以てこれにあてることができる。この場合の任期は前任者の残任期間とする。選挙事務は選挙管理委員会に委嘱する。選出された常任幹事の氏名は日本生理学雑誌上に報告する。

幹事の選出区分	定員 (計31名)
北海道地区	2名
東北地区	2名
関東地区 (新潟を含む・東京を除く)	5名
東京地区	7名
中部地区	5名
近畿地区	4名
中国四国地区	3名
九州地区	3名

(2) 常任幹事会は必要に応じて特別枠の常任幹事若干名を選出することができる。

(3) 常任幹事が任期途中で所属地区に変更が生じた場合は、2年毎の改選期までその任務を継続する。

<各委員会に関する事項>

各委員会委員長の任期は2年とし、再任は1回とする。

<会費に関する事項>

正会員の会費は年額10,000円とする。但し、評議員は年額13,000円とし、在学中の者については3,000円とする。特別会員・名誉会員の会費は免除される。準会員の会費は年額9,500円とする。

内 規

1. 評議員選考基準：原則として満3年以上本会員として在籍し相当の生理科学の業績発表があり、満5年以上の研究歴がある者で本会評議員の推薦がなければならない。その他特に会員委員会が推薦する者。
2. 評議員はThe Japanese Journal of Physiologyを冊子体で受け取ることができる。
3. 会費滞納の会員は会員の資格が自然消滅する。
4. 本会に次の常置委員会をおく。編集・広報委員会、The Japanese Journal of Physiology編集委員会、会員委員会、選挙管理委員会、教育委員会、学術研究委員会、研究倫理委員会、国際交流委員会、将来計画委員会、男女共同参画推進委員会、若手の会運営委員会。

附 則

会費に関する変更は平成18年度から適用する。